

# 早島町運送事業者支援金

## Q & A

(令和4年7月25日版)

### 目次

補助金申請に関すること .....	1
補助金に関すること.....	2

## 補助金申請に関すること

Q 1	中小企業者についてどのように考えるか。		
A 1	中小企業者の定義は以下のとおりです。		
	業種分類	資本の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
	製造業、建設業、運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000千万円以下	100人以下
	小売業	5,000千万円以下	50人以下

Q 2	主たる事業所とは。
A 2	法人の場合は、本社（本店）、個人事業主の場合は、本社と位置付けている事業所です。

Q 3	個人事業主で早島町に住んでいるが、他市町村で事業を営んでいる。この場合、申請できるか。
A 3	申請できません。主たる事業所が早島町内にない場合は支給対象にはなりません。 ※申請書の「主たる事業所の所在地」欄には、他市町村の所在地を記入することはできません。

Q 4	主たる事業所は早島町にあるが、事業用自動車を配置している事業所が早島町外の場合、申請できるか。
A 4	申請できません。自動車検査証において使用の本拠の位置が早島町内である登録車両が対象です。

Q 5	<b>町内と町外</b> の事業所にそれぞれ事業用自動車を配置している場合、合わせて申請してもよいか。
A 5	申請できません。本制度は、自動車検査証において使用の本拠の位置が <b>早島町内</b> である登録車両が対象です。使用の本拠が <b>町外</b> である車両については対象外です。

Q 6	<b>町内</b> の複数の事業所に事業用自動車を配置している場合、事業所ごとに申請できるか。
A 6	申請できません。申請は <u>1事業者につき1回限り</u> となるため、複数の事業所での配置台数を1回でまとめて申請してください。

Q 7	現在、休業中であり、自動車検査証の有効期間が過ぎているが、申請できるか。
A 7	申請できません。申請時点で有効期間内の自動車検査証が必要です。ただし、有効期間内であっても、申請直後に有効期間が過ぎる場合は、継続後に自動車検査証を提出していただくことがあります。

Q 8	申請時点では町内に事業所があるが、申請後に町外へ事業所を移転する予定である。この場合、補助の対象となるか。
A 8	対象になりません。引き続き町内で事業を継続する意思があることが必要です。

Q 9	町税の滞納がありますが、対象になるか。
A 9	対象になりません。町税に滞納がないことが要件です。

Q 1 0	申請書に押印は必要か。
A 1 0	押印は必要です。申請書だけでなく誓約書にも必要です。記入・押印漏れ、添付書類の不足等ないように、記入例及び申請書裏面のチェックリストをご活用ください。

補助金に関すること
-----------

Q 1 1	複数回申請することは可能か。
A 1 1	できません。申請は1事業者につき1回限りです。

Q 1 2	補助金は課税の対象になるのか。
A 1 2	現時点において、税務上、益金（個人事業者の場合は、総収入金額）に算入されます。ただし、損金（個人事業者の場合は必要経費）の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に課税されません。